

起債について

左記のとおり起債するものとする

記

一 起債金額 金貳百参拾萬円也

一 起債目的 義務教育施設整備事業費に充当するため

(統合三朝中学校寄宿舎建設事業)

一 利率 年壹割以内

一 借入先 大蔵省資金運用部

一 借入時期 昭和三十七年度

財政又は工事施行の都合で起債の全部又は一部を翌年度に繰越して借入れることができる。

一 償還方法 借入先の貸付条件による

但し賦税の都合により繰上償還をせし、又は償還年限を短縮し、若しくは低利債に借換えることができる。

昭和三十七年十月二十日提出

三朝町長 坂出雅己

昭和三十七年十月二十日原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄

